

平成30年版

都道府県消防設備協会

一般財団法人日本消防設備安全センターの

消防防災福利厚生支援事業会員のみなさまへ

正式名称「災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付
低保険料・低配当特約付団体定期保険」商品パンフレット

生命傷害保険 のごあんない

消防防災設備事業の経営者・従業員のための福利厚生制度です

特長

24時間保障

死亡（高度障害）保険金は病気・災害、業務上・業務外の理由を問わず支払対象となります。
もちろん、天災が理由でも死亡（高度障害）保険金の支払対象となります。

+

災害入院保障つき

他の保険加入・支払いに関係なく、災害やケガによる入院を保障します。

+

かんたんな加入手続

過去1年の簡単な告知で、70歳まで新規加入できます。
掛金は年齢や性別に関係なく一律です。

掛金は

1口 1,000円
から



社長

福利厚生

会社で掛けていたので、
従業員に見舞金が
支払えました！



従業員

自助努力

事故で入院した
ときに負担が軽減
できました！

【ご意向確認のお願い】

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年（更新により一定年齢まで継続可能）の生命保険です。

お申込みの際には、「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「加入勧奨用資料（パンフレット）」をご覧ください。保障内容・保険金額・保険料（掛金）等がお申込みいただく皆さま全員のご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。

また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

問合わせ先

一般財団法人日本消防設備安全センター

（事務代行 日本フェスクサービス株式会社）

電話 (03) 3591-8121 FAX (03) 6273-3585

申込締切日 毎月10日

ただし、更新キャンペーンの10月と11月は、平成29年11月10日（金）締切となり、更新日（平成30年1月1日）加入となります。

「生命傷害保険」ご加入にあたって

加入形式・掛金負担

- 会員事業所の事業主、役員、従業員を被保険者として、法人事業所または個人事業主が掛金を負担する方法
 - 会員事業所の事業主、役員、従業員が、自分自身を被保険者として、加入の個人が掛金を負担する方法
- いずれの方法も、掛金は会員事業所の口座から一括振替となります。

加入資格

- 【**本人**】 一般財団法人日本消防設備安全センターの会員で、消防防災福利厚生支援事業に賛同する消防設備事業者の会員の事業主、役員、従業員で、新規加入は、加入日現在、満14歳6ヵ月超満70歳6ヵ月以下の方。継続加入は、満75歳6ヵ月以下の方
- 【**配偶者**】 上記本人の配偶者で、新規加入の方は、加入日現在、満70歳6ヵ月以下の方。継続加入は、満75歳6ヵ月以下の方
- 【**子ども**】 本人が扶養している子どもで（健康保険法に定める被扶養者のうち子に関する規定を準用する）満2歳6ヵ月超満22歳6ヵ月以下の方
- 【**ご注意**】 上記年齢の計算基準日は平成30年1月1日となります。
- 【**加入資格の確認**】 生命傷害保険のご加入にあたっては上記加入資格を満たしている必要があります。
新規加入〔本人〕の方については被保険者申込書に資格取得年月の記入を、会員事業所の代表者をお願いしています（加入資格をなくされた方につきましては脱退手续をお願いします）。

（ご注意）

1. 一旦加入すれば、その後病気になるけれども、加入資格を満たすかぎり同額以下の保障額で継続できます。
2. 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
3. 配偶者・子どものみで加入することはできません。本人が死亡または高度障害状態になったとき、あるいは脱退した場合は、配偶者・子どもも同時脱退となります。
4. 配偶者・子どもは本人と同額以下の保障額でお申込みください。
5. 事業主またはご加入者が所属する会社などが当会から退会した場合は、生命傷害保険から脱退していただきます。

保険期間

保険期間は、平成30年1月1日より平成30年12月31日までの1年間で、以降、毎年自動的に更新します。保険期間中途でのご加入者については、その中途加入日から平成30年12月31日までとなり、以降、毎年更新します。

掛金の払込方法

掛金は毎月5日（休日の場合は翌営業日）にご指定の銀行口座より自動振替します。なお、掛金を個人が負担する場合は、毎月月払掛金を事業所でとりまとめたうえで事業所のご指定口座にご準備いただき、自動振替します。
初回に振替えできなかった場合は、効力が発生しません。また、2回目以降の振替えができなかった場合については翌月の振替日に2ヵ月分の掛金を振り替える手配をし、その結果振替えできなかった場合は、最初の振替えできなかった月の前月末日付で自動脱退となります。

被保険者の同意

本制度への加入（増額）手続に際しては、被保険者の同意が必要です。加入申込書兼告知書に被保険者の同意印を押印していただきます。

保険金受取人

死亡保険金受取人は、被保険者の定めた方とします（高度障害保険金受取人は被保険者）。ただし、被保険者の同意を得て、保険契約者が死亡保険金受取人を別に定めること（高度障害保険金受取人を死亡保険金受取人とすること）ができます。この場合は保険金の請求にあたり、被保険者の遺族（高度障害保険金は被保険者）の了解が必要となります。
※死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
※この保険では、遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

中途加入・脱退

異動内容	締切日	提出書類	取扱基準日
中途加入増額	毎月10日	団体定期保険加入申込書兼告知書	翌月1日が加入日（効力発生日）となり、加入月の5日に初回掛金が振り替えられます（注1）
脱退		異動通知書（脱退届）	当月末日付で脱退となります（注2）

- （注1） ①10日を過ぎた場合は、翌々月1日が加入日（効力発生日）となり、加入月の5日に初回掛金が振り替えられます。
②10月11日～11月10日は更新日（1月1日）が加入日（効力発生日）となります。また、11月11日～12月10日は、お申込みを受け付けておりません。
- （注2） 10日を過ぎた場合は、翌月末日付で脱退となり、掛金も翌月まで振り替えられます。

配当金

1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお支払いしますので、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。ただし、保険期間の途中で脱退された方には配当金はありません。

保障内容と月払掛金

以下の表から、保障額（加入口数）をお選びください。

〔本人〕 200万円（1口）～2,400万円（12口）、満65歳6ヵ月超の方は、400万円（2口）までとします。

〔配偶者〕 200万円（1口）～800万円（4口）、ただし、本人の加入を条件とし、本人の加入口数と同額以下となります。

満65歳6ヵ月超の方は、400万円（2口）までとします。

〔子ども〕 200万円（1口）～400万円（2口）、なお、子どもを加入させる場合は本人の加入を条件とし、加入資格のある子ども全員に加入していただきます。

※健康状態によっては新規加入・増額ができないことがあります。

※一旦ご加入になれば既にご加入いただいている金額の範囲内で継続することができます。

※400万円（2口）を超えて加入し、満65歳6ヵ月を超過される本人・配偶者については加入保険金額の変更手続がない場合には自動的に400万円（2口）で継続します。

年齢 (生年月日)	月額掛金			給付内容						
	満14歳6ヵ月超 満65歳6ヵ月 以下の方 昭和27.7.2生～ 平成15.7.1生	満65歳6ヵ月超 満70歳6ヵ月 以下の方 昭和22.7.2生～ 昭和27.7.1生	《継続加入のみ》 満70歳6ヵ月超 満75歳6ヵ月 以下の方 昭和17.7.2生～ 昭和22.7.1生	不慮の事故または 対象となる感染症による 死亡・高度障害状態のとき 死亡(高度障害)保険金 +災害保険金(※) 障害給付金第1級	病気による死亡・ 高度障害状態のとき 死亡(高度障害) 保険金	不慮の事故による 後遺障害状態のとき 障害給付金 (給付割合表の 第2級～第6級)	不慮の事故による 入院のとき 災害入院給付金			
本人 加入口数	1口	1,000円	1,000円	4,500円	300万円	200万円	10～70万円	1,500円		
	2口	2,000円	2,000円	9,000円	600万円	400万円	20～140万円	3,000円		
	3口	3,000円	加入できません。		900万円	600万円	30～210万円	4,500円		
	4口	4,000円			1,200万円	800万円	40～280万円	6,000円		
	5口	5,000円			1,500万円	1,000万円	50～350万円	7,500円		
	6口	6,000円			1,800万円	1,200万円	60～420万円	9,000円		
	7口	7,000円			2,100万円	1,400万円	70～490万円	10,500円		
	8口	8,000円			2,400万円	1,600万円	80～560万円	12,000円		
	9口	9,000円			2,700万円	1,800万円	90～630万円	13,500円		
	10口	10,000円			3,000万円	2,000万円	100～700万円	15,000円		
	11口	10,850円			3,200万円	2,200万円	100～700万円	15,000円		
	12口	11,700円			3,400万円	2,400万円	100～700万円	15,000円		
配偶者 加入口数	1口	1,000円			1,000円	4,500円	300万円	200万円	10～70万円	1,500円
	2口	2,000円			2,000円	9,000円	600万円	400万円	20～140万円	3,000円
	3口	3,000円	加入できません。		900万円	600万円	30～210万円	4,500円		
	4口	4,000円			1,200万円	800万円	40～280万円	6,000円		
子ども 加入口数	年齢 (生年月日)	満2歳6ヵ月超 満22歳6ヵ月以下の方 平成7.7.2生～平成27.7.1生								
	1口	310円		300万円	200万円	10～70万円	1,500円			
2口	620円		600万円	400万円	20～140万円	3,000円				

(注) ・災害保障特約保険金額は主契約保険金額の50%を付加していますが、最高加入限度額が1,000万円となっておりますので、10口～12口の方は1,000万円を付加しています。
 ・上記掛金は、団体定期保険保険料(特約を含む)と制度運営費の合計額です。
 ・団体定期保険料(特約を含む)は概算保険料です。正規保険料は、平成30年1月1日加入分の申込締切後3ヵ月以内に算出し、初回にさかのぼって精算します。ただし、子どもの保険料は確定保険料です。
 ・今年度は1口の掛金は概算で、団体定期保険保険料が930円(主契約780円、特約150円)、制度運営費が70円となります。71歳以上の方は団体定期保険料が4,370円(主契約4,220円、特約150円)、制度運営費が130円となります。

(※)すでに障害給付金の支払いを受けている場合は、残額分をお支払いします。

税務上のお取扱いについて

- 法人が役員・従業員のために負担した掛金は、制度運営費を差し引いた金額が、原則として全額損金に算入できます。(法人税基本通達9-3-5)
- 個人事業主が従業員のために負担した掛金は、制度運営費を差し引いた金額が、原則として全額必要経費に算入できます。(所得税個別通達直審3-7)
 また、個人事業者が自身のために負担した掛金は、掛金から災害保障特約・子ども災害保障特約の保険料、制度運営費および配当金(配当金がある場合)を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
- 個人が負担した掛金は、掛金から災害保障特約・子ども災害保障特約の保険料、制度運営費および配当金(配当金がある場合)を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
- 本人(主たる被保険者)の死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の法定相続人の場合、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。(相続税法第12条第1項第5号)
- 配偶者・子どもの死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の場合、一時所得として所得税の課税対象となり、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)以外の場合、贈与税の課税対象となります。(所得税法第34条、相続税法第5条)
- 被保険者が受け取る高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は、全額非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20・9-21)

※個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

※上記のお取扱いは、平成29年8月1日現在の税制によるもので、今後変更となる可能性があります。

保険金・給付金をお支払いする場合

- 死亡（高度障害）保険金は、保険期間中に病気などにより死亡または加入日以降の傷害・疾病により高度障害状態になったときに支払います。高度障害状態とは次ページ記載の給付割合表第1級の状態をいいます。
- 災害保険金は、保険期間中に発生した不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき、または以下の感染症（※）により死亡したときに主契約の死亡保険金受取人に支払います。
※感染症：コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群（SARS）（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- 障害給付金は、保険期間中に発生した不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に給付割合表の身体障害（1級～6級）のいずれかに該当したとき、主契約の高度障害保険金受取人に支払います。
- 災害入院給付金は、保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、事故の日から180日以内に日本国内の病院または診療所およびこれと同等と保険会社が認めた日本国外の医療施設に5日以上入院したとき、同一の不慮の事故について120日（更新前の入院日数を含みます）を限度として、主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

死亡（高度障害）保険金（主契約）をお支払いできない場合

次のような場合には、死亡（高度障害）保険金（主契約）をお支払いできません。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

- (1) 被保険者が加入後1年以内に自殺した場合。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- (2) 被保険者の故意により高度障害状態になった場合
- (3) 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、保険契約者または高度障害保険金受取人が故意に被保険者を高度障害状態にさせた場合
- (4) 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合（または高度障害状態になった場合）
- (5) 加入日（責任開始日）前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になった場合
（注）その傷害や疾病などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります。
- (6) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
- (7) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
- (8) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金などの不法取得目的があった場合
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
- (10) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合

なお、(7) または (8) に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません。

災害保障特約について災害保険金・障害給付金・入院給付金をお支払いできない場合

次のような場合には、支払事由に該当しても保険金および給付金をお支払いできません。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

※支払対象は事故の日から180日以内に発生した支払事由のものに限定されています。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで被保険者が運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 地震、噴火または津波によるとき
- (9) 戦争その他の変乱によるとき
- (10) 加入日（責任開始日）前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合
（注）その傷害などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります。
- (11) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
- (12) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
- (13) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金などの不法取得目的があった場合
- (14) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
- (15) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合

なお、(12) または (13) に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません。

障害等級および給付割合表

等級	身体障害	災害保険金額に対する給付割合
第1級 (※高度障害状態)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割
災害入院給付	保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的としてその事故の日から180日以内に、日本国内の病院または診療所およびこれと同等と保険会社が認めた日本国外にある医療施設に5日以上入院した場合に、同一の不慮の事故について120日(更新前の入院日数を含まず)を限度として、1日につき災害保険金額の1.5/1000の割合でお支払いします。	

※主約款上は第3項が2つに分かれ8項目となっています。

〈身体障害状態に関する補足説明〉

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、そのつど他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

(3)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外

のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

- (4)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害 (聴力障害)

(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。

(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1000・2000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

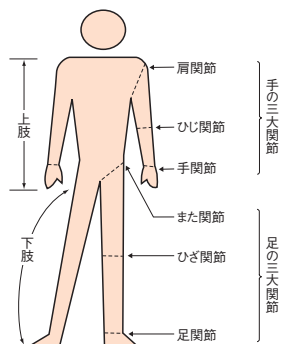
6. 鼻の障害

(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合があります。

(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。



(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

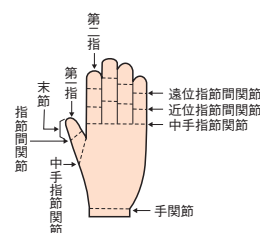
(3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

(1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

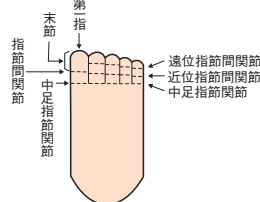
(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。



10. 足指の障害

(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。



一般財団法人日本消防設備安全センターと生命保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など)を取り扱い、安全センターが保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。安全センターは、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、安全センター、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き安全センターおよび生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

また、指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

(注) 保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

引受保険会社

この制度は一般財団法人日本消防設備安全センターが以下の引受保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付低保険料・低配当特約付団体定期保険契約にもとづき運営します。

引受保険会社 富国生命保険相互会社(100%)

(平成29年8月1日現在)

業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額・年金額・給付金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください(引受保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています)。

生命保険募集人について

生命保険会社職員・募集代理店(生命保険募集人)などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の加入日から契約上の責任を負います。

※所定の加入日は、当パンフレットに記載された「効力発生日」です。